

独立行政法人日本学生支援機構
平成17年規程第7号
最近改正 令和4年規程第5号

個人情報保護規程を次のように定める

平成17年3月23日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報の保護（第3条）
- 第3章 個人情報保護の体制（第4条－第7条）
- 第4章 教育研修（第8条）
- 第5章 役職員等の義務及び責務（第9条）
- 第6章 保有個人情報等の取扱い（第10条－第15条）
- 第7章 保有個人情報等の適切な管理（第16条－第23条）
- 第8章 保有個人情報等に係る情報システムの適切な管理（第24条－第32条）
- 第9章 保有個人情報等の利用及び提供（第33条・第34条）
- 第10章 保有個人情報等の取扱い等に係る業務の委託等（第35条）
- 第11章 安全管理上の問題への対応（第36条）
- 第12章 監査及び点検（第37条－第39条）
- 第13章 個人情報ファイル簿（第40条）
- 第14章 開示、訂正及び利用停止（第41条）
- 第15章 行政機関等匿名加工情報の提供（第42条）
- 第16章 情報公開・個人情報保護委員会（第43条）
- 第17章 苦情処理等（第44条）
- 第18章 雜則（第45条・第46条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の趣旨に則り、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、機構の業務の適正かつ円滑な運営を

図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「部等」 組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）

第6条及び第4章の2に定める組織をいう。

(2) 「個人情報」 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう（ただし、第4号、第11号及び第35条第1項においては、生存する個人の個人番号及び特定個人情報を含まないものとする。）。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 「個人識別符号」 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別記で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 「保有個人情報」 機構の役職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。第13号において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

(5) 「個人情報ファイル」 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう に体系的に構成したもの

- (6) 「個人番号」 番号利用法の規定により、住民票コード（住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得ら れる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するた めに指定されるものをいう。
- (7) 「特定個人情報」 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用 いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。） をその内容に含む個人情報をいう。
- (8) 「特定個人情報ファイル」 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをい う。
- (9) 「個人番号利用事務」 番号利用法の規定によりその保有する特定個人情報フ ァイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個 人番号を利用して処理する事務をいう。
- (10) 「個人番号関係事務」 番号利用法の規定により個人番号利用事務に関して 行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (11) 「本人」 個人情報又は個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (12) 「匿名加工情報」 次に掲げる個人情報の区分に応じて当該ア又はイに定め る措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して 得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないよ うにしたものをいう。
ア 第2号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除 すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法に より他の記述等に置き換えることを含む。）。
イ 第2号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部 を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しな い方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (13) 「行政機関等」 次のいずれかに該当する機関をいう。
ア 個人情報保護法第2条第8項に定める行政機関
イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立 行政法人及び別表第一に掲げる法人
- (14) 「行政機関等匿名加工情報」 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを 構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関の保有する情報 の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除 き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は独立行政法人等情報公開 法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号た だし書に規定する情報を含む。以下この号において同じ。）が含まれているとき は、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報

をいう。

ア 個人情報保護法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

イ 機構に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があつたとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

(ア) 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(イ) 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ウ 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報保護法第114条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

(15) 「行政機関等匿名加工情報等」 行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護法第114条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報

(16) 「行政機関等匿名加工情報ファイル」 行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(17) 「情報システム」 機構において、情報処理の業務を一体的に行うよう構成された、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等の体系をいう。

第2章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第3条 機構の運営及び業務の実施に当たっては、個人情報保護法及び関係法令等の趣旨に則り個人情報の保護に十分留意し、その定めるところに従って個人情報を取り扱わなければならない。

2 役職員は、その職務の遂行に当たり、個人情報保護法及び関係法令等、この規程並びにこれらの適切な実施を図るための措置に従い、個人情報の保護が確保されるよう十分留意しなければならない。

第3章 個人情報保護の体制

(個人情報総括保護管理者等)

第4条 機構に、個人情報総括保護管理者（以下「総括管理者」という。）1名を置

き、政策企画部長をもって充てる。

- 2 機構に、情報システム管理者1名を置き、情報部長をもって充てる。
- 3 各部等にそれぞれ個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）1名を置き、各部等の長をもって充てる。ただし、総括管理者が必要と認めるときは、当該部等の長以外のものをその職制を指定して管理者に充てることができる。
- 4 各部等に個人情報保護担当者（以下「担当者」という。）1名又は必要に応じて若干名を置き、管理者が指定する。
- 5 機構に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）1名を置き、検査室長をもって充てる。
- 6 各部等に個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を必要に応じて置き、管理者が指定する。この場合、管理者は当該事務取扱担当者の役割及び取り扱う特定個人情報等の範囲について併せて指定する。

（個人情報総括保護管理者等の任務）

- 第5条 総括管理者は、機構における保有個人情報、個人番号及び行政機関等匿名加工情報等（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括整理する任に当たる。
- 2 情報システム管理者は、総括管理者の指示に従い次章以下に規定する機構における保有個人情報等の管理に関する事務のうち、情報システムに係るものを持たずする。
 - 3 管理者は、各部等における保有個人情報等を取り扱う業務に従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対する必要かつ適切な監督等、保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる（保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、管理者は、情報システム管理者と連携して、その任に当たる。）。また、管理者は次に掲げる体制を整備する。
 - (1) 事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制
 - (2) 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から管理者等への報告連絡体制
 - (3) 保有個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
 - (4) 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制
 - 4 担当者は、所属する部等の管理者の命を受けて、当該管理者の事務を補佐し、次章以下に規定する機構における保有個人情報等の管理に関する事務のうち当該部等における保有個人情報等の管理に係る事務を担当する。
 - 5 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報等の適切な管理のための委員会）

- 第6条 総括管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、総括管理者が指名する関係職員を構成員と

する委員会を設け、定期に又は隨時に開催する。

(文部科学省との連携)

第7条 機構は、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第4章 教育研修

(教育研修)

第8条 総括管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務に従事する職員に対しては、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

- 2 総括管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務のうち情報システムの管理、運用の業務に従事する職員に対しては、前項の研修のほか、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する必要な研修を行うものとする。
- 3 総括管理者は、管理者及び担当者に対し、当該部等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 管理者は、当該部等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。
- 5 管理者は、当該部等の職員に対し、当該部等の現場における保有個人情報等の適切な取扱いのための教育研修を実施する。

第5章 役職員等の義務及び責務

(役職員等の義務)

第9条 役職員及びこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た個人情報を、みだりに他の者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、当該保有個人情報等の保護について責任を負う管理者及び情報システム管理者に直ちに報告しなければならない。

第6章 保有個人情報等の取扱い

(利用目的の限定等)

第10条 個人情報の保有に当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認めら

れる範囲を超えて行ってはならない。

4 次に掲げる個人情報は保有してはならない。ただし、法令に特別の規定がある場合その他機関の業務を実施するため必要な場合は、この限りではない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種、民族、及び特別な社会的差別の原因となる事項

(利用目的の明示)

第11条 書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を本人から直接取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

2 前項により利用目的を明示する場合において、必要があると認めるときは次に掲げる事項を併せて明示するものとする。

(1) 当該個人情報の取扱いに係る業務の担当部等

(2) 取得時において、当該個人情報の外部への提供又は個人情報の取扱いに係る業務の外部委託が予定されている場合には、当該個人情報の受領者又は業務の受託者

(適正な取得)

第12条 個人情報の取得に当たっては、適正な手段を用いるものとし、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第12条の2 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第12条の3 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第13条 個人情報の保有に当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等（行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報（個人情報保護法第107条第4項に規定する削除情報をいう。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

2 利用目的の達成のために必要と認めるときは、次に掲げる事項を含む保有個人情報等の正確性を確保するための措置を講じるものとする。

(1) 入力時の照合、確認等の手続き

- (2) 誤り等を発見した場合の訂正等の手続き
- (3) 記録事項の更新
- (4) 保存期間の設定

3 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、管理者の指示に従い、速やかに訂正等の措置を講じるものとする。

(特定個人情報等の提供の求めの制限等)

第14条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号利用法で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

2 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号利用法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

3 番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、生存する個人の個人番号及び特定個人情報を収集又は保管してはならない。

(本人確認)

第15条 本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号利用法の規定に基づき、本人確認を行うものとする。

第7章 保有個人情報等の適切な管理

(アクセス制限)

第16条 管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等をいう。以下同じ。）に応じて、保有個人情報等にアクセスする権限を有する役職員の範囲と権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 役職員は、前項の規定に基づき設定されたアクセス権限を超えて保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第17条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、管理者は次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、管理者の指示するところに従って行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている記録媒体の外部への送付、持出し又はこれに類する行為
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
(媒体の管理等)

第18条 職員は、管理者の指示するところに従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要に応じて、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等）をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

（誤送付等の防止）

第18条の2 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

（廃棄等）

第19条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、管理者の指示するところに従い、当該記録されている保有個人情報等の復元又は判読が不可能となる方法により情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

3 管理者は、特定個人情報ファイルにおいては、当該消去・廃棄について記録するものとする（消去・廃棄を委託した際の消去・廃棄を証明するものを含む。）。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第20条 各部等において管理する保有個人情報については、管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の管理及び利用等の状況について記録するものとする。

2 管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、次に掲げる項目を含めて記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 機構名及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部等の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法

3 管理者は、特定個人情報ファイルの利用・出力状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

第20条の2 保有個人情報等が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要

かつ適切な措置を講じなければならない。

(取扱区域及び管理区域)

第21条 管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

2 情報システム管理者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。
(取扱区域及び管理区域からの持ち出し)

第22条 管理者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を取扱区域又は管理区域から持ち出す場合、持ち出しについて記録し、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。

(アクセス状況の記録の保存等)

第23条 管理者は、第19条第2項、第20条第3項及び前条による記録を一定期間保存し、定期に又は隨時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な消去を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報等に係る情報システムの適切な管理

(情報システムにおけるアクセス制御)

第24条 情報システムで取り扱う保有個人情報等については、その秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設ける等の、アクセス制御のために必要な措置（次項において「アクセス制御措置」という。）を講ずるものとする。

2 前項の規定に基づきアクセス制御措置を講ずるに当たっては、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は隨時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読み取り防止等の、当該アクセス制御措置を有効に維持、機能させるために必要な措置を、あわせて講ずるものとする。

(アクセス記録)

第25条 情報システムを用いてする保有個人情報へのアクセスについては、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じてその状況を記録し、当該記録を一定期間保存するとともに、当該記録を定期的に、及び必要があると認めるときは隨時に分析するものとする。

2 前項の規定に基づきアクセスの状況について記録し、保存し、分析するに当たっては、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定は、特定個人情報等へのアクセス記録について準用する。この場合において、第1項中「保有個人情報へのアクセスについては、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じてその状況」とあるのは、「特定個人情報ファイルを取り扱う場合の事務取扱担当者の情報システムの利用状況」と読み替えるものとする。

(アクセス状況の監視)

第26条 情報システムで取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適正なアクセスの監視のため、保有個人情報等を

含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第27条 情報システムで取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止等)

第28条 保有個人情報等を取り扱う情報システムについては、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 保有個人情報等を使用する情報システムについては、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策
- (2) 外部からの不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設定による経路制御等の措置
- (3) 不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等の措置（導入されたソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）
- (4) 保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ必要な暗号化のための措置及び適切な暗号化の実施（インターネット等により外部に送信する際の通信経路の暗号化を含む。）
- (5) 保有個人情報等の重要度に応じたバックアップの作成、分散保管等の措置
- (6) 保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の漏えいを防止するための保管、複製、廃棄等についての管理の措置
- (7) 端末を限定するための措置
- (8) 端末の盗難又は紛失の防止のための端末の固定、使用する執務室の限定、施錠等の措置

2 役職員は、管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持出し、又は外部から持込んではならない。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第29条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。管理者は、隨時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第30条 情報システムで取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等の外部電磁的記録・媒体等の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

(入退管理等)

第31条 保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）については、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 立ちに入る権限を有する者の特定
- (2) 立入りに際しての用件の確認、入退の記録の措置
- (3) 部外者が立ちに入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、スマートフォン、USBメモリ等の外部電磁的記録・媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限若しくは検査並びに部外者の識別化等の措置
- (4) 外部からの不正な侵入に備えるための施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置
- (5) 災害時に備えるための耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置
- (6) サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置

2 情報システム室等については、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 出入口の特定化
- (2) 所在表示の制限
- (3) 立入りに係る認証機能の設定
- (4) パスワード等の読み取り防止等の措置及び管理に関する定めの整備（その定期及び隨時の見直しを含む。）

3 保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設については、必要に応じて、前2項と同様の措置を講ずるものとする。

（第三者の閲覧防止）

第32条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等がアクセス権限のない者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

第9章 保有個人情報等の利用及び提供

（保有個人情報等の利用及び提供の制限）

第33条 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができるものとする。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で役職員が保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

- (3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定の適用に当たり、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令がある場合には、当該法令の規定するところに従うものとする。
- 4 個人の権利利益を保護するため特に必要がある場合には、保有個人情報の利用目的以外の目的のための機構内部における利用を、特定の役職員に限るものとする。
- 5 管理者は、特定個人情報等の利用に当たり、番号利用法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。
- 6 第1項から第4項までの規定（第2項第2号から第4号までの規定は除く。）は特定個人情報等の利用目的以外の利用について準用する。この場合において、「法令に基づく」とあるのは「番号利用法に基づく」と、「保有個人情報」とあるのは「特定個人情報等」と、「利用し、又は提供」とあり、及び「利用又は提供」とあるのは「利用」と、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」とあるのは「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」と読み替えるものとする。
- 7 管理者は、番号利用法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

第33条の2 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 2 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、削除情報（第13条第1項に規定する削除情報をいう。）を利用し、又は提供してはならない。
- （保有個人情報の提供の際の措置）

第34条 第33条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、提供する保有個人情報に係る安全確保の措置を要求するものとし、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び項目、利用形態等について書面を取り交わすとともに、必要に応じて、提供前又は隨時に実地の調査等を行って措置状況を確認し、改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 2 第33条第2項第3号の規定に基づき行政機関等に保有個人情報を提供する場合には、必要に応じて、前項と同様の措置を講ずるものとする。

第10章 保有個人情報等の取扱い等に係る業務の委託等 (業務の委託)

第35条 管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講ずるとともに、契約書に次に掲げる事項及び第3項に定める定期的検査等について明記し、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第5項から第7項までにおいて同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件（当該条件下には、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も同一である旨明記すること。）に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
 - 3 管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号利用法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
 - 4 管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。ただし、当該方法により実地検査を行うことができない特別の事情があると管理者が認める場合に限り、書面による検査に代えることができる。
 - 5 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、前項に定める定期的検査等のほか、委託を受けた者において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
 - 6 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項に定める措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個

人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は機構自らが、第4項に定める措置を実施する（ただし、この措置は、当該委託先に対して実施するとした回数を下回ってはならないものとする。）。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 7 前項の規定は、個人番号利用事務等の全部又は一部が再委託される場合について準用する。この場合において、「保有個人情報の取扱いに係る業務」とあるのは「個人番号利用事務等」と、「委託先に第1項に定める措置を講じさせる」とあるのは「機構が第3項に定める措置を講じる」と、「保有個人情報の秘匿性等」とあるのは「保有個人情報等の秘匿性等」と、「第4項」とあるのは「第4項及び第5項」と読み替えるものとする。
- 8 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 9 保有個人情報等の取扱いに係る業務を労働者派遣業者を利用して行う場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 10 管理者は、保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。
- 11 行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いを外部に委託する場合については、別に定める。

第11章 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第36条 第9条第2項の規定に基づき、保有個人情報等の情報漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、当該保有個人情報等の保護について責任を負う管理者に直ちに報告する。

- 2 管理者は被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括管理者に当該内容等について報告する。
- 4 総括管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況、再発防止策等を理事長、理事及び監事に速

やかに報告するものとする。

- 5 総括管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況、再発防止策等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 管理者は、事案の発生した原因の分析・究明及び影響の範囲の特定をし、再発防止のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、同種の業務を実施している部等に再発防止措置を共有する。
- 7 総括管理者は、漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前各項の対応と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。
- 8 総括管理者は、個人情報保護法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。
- 9 前各項の規定は、特定個人情報等に関する事案について準用する。この場合において、「保有個人情報等の」とあるのは「特定個人情報等の」と、第5項中「文部科学省」とあるのは「文部科学省及び個人情報保護委員会」と、「速やかに情報提供を行う」とあるのは「速やかに情報提供を行う。ただし、当該事案が重大事案（情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部に情報漏えい等があった場合（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。）、事案における特定個人情報の本人の数が101人以上である場合、不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、職員が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合その他各機関において重大事案と判断される場合）である場合は当該事案の発生又はそのおそれのある事が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する」と読み替えるものとする。

第12章 監査及び点検

(監査)

第37条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3章から第11章までに規定する措置の状況を含む機構における保有個人情報等の管理の状況等について、定期に及び必要に応じ隨時に監査を行い、その結果を総括管理者に報告するものとする。

(点検)

第38条 管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期に及び必要に応じ隨時に点検を行い、必要に応じその結果を総括管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第39条 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、総括管理者、管理者等は、監査又は点検の結果等を役職員に報告するものとする。

2 総括管理者、管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要に応じ隨時見直し等の措置を講じ、講じた措置について関係役職員に報告するものとする。

3 理事長は、前2項の報告を踏まえ、さらに必要があると認めたときは、新たな措置を講ずるものとする。

第13章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿)

第40条 個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る必要な事項は、別に定める。

第14章 開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止)

第41条 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に係る審査に当たっては、別に定める個人情報保護審査基準に基づき適正な運用を図るものとする。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る必要な事項は、別に定める。

第15章 行政機関等匿名加工情報の提供

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第42条 行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務等については、別に定める。

第16章 情報公開・個人情報保護委員会

(情報公開・個人情報保護委員会)

第43条 情報の公開に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第9号）第6条の情報公開・個人情報保護委員会は、理事長の求めに応じて、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求に対する処理方針等の機構の個人情報保護に関する重要な事項の調査審議を行う。

2 情報公開・個人情報保護委員会は、機構における個人情報保護の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構における個人情報保護に関する重要な事項の調査審議を行い理事長に意見を述べることができる。

第17章 苦情処理等

(苦情処理)

第44条 個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 苦情の相談の受付等を行う窓口は、政策企画部に設けるものとする。

3 各部等で苦情を受けたときは、苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を迅速に調査し、その適切な措置について関係役職員に協議するものとする。

4 苦情処理の結果は、必要に応じ苦情を申出た者に書面で通知するものとする。

第18章 雜則

(規程の施行状況の調査)

第45条 管理者は、各部等におけるこの規程の施行状況について総括管理者及び必要に応じ関係役員に報告するものとする。

2 総括管理者は、この規程の施行の状況について、是正が必要であると認めるときは、当該部等の管理者に対して是正の勧告を行うことができるものとする。

(規程の細目及び運用)

第46条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年3月23日から施行する。

(情報公開規程の一部改正)

2 情報公開規程第6条及び第7条中「情報公開委員会」を「情報公開・個人情報保護委員会」に改める。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第14号）

(施行期日)

この規程は、平成17年6月29日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第7号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第10号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第27号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第17号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第36号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第37号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第21号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第5号）

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第22号）

この規程は、平成30年5月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第3号）

この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第35条第1項第2号の規定は、この規程の施行日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第5号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

個人識別符号

第2条第3号で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第2条で定める基準に適合するもの
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まる静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報の保護に関する法律施行規則第3条で定める文字、番号、記号その他の符号
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行規則第4条で定める文字、番号、記号その他の符号